ウメ、モモの苗などは持ち出さないでください！

伊丹市、宝塚市、川西市、尼崎市には、ウメなどに感染するウイルス病（ウメ輪紋病）が発生している地域があります。
この病気のまん延を防止するため、ウメやモモなどの植物をこれらの地域の外へ持ち出したり、地域の中で新たに植え付けたりしないよう、皆様のご協力をお願いいたします。

持ち出し等の移動の制限がある植物

次の植物の苗、植木、盆栽、切り枝、花、葉など
・サクラ属（ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ、アンズ、ネクタリン、ユスラウメ、オウトウなど）の植物
・セイヨウマユミ、ヨウシュイボタ、ナガバクコ
（種子、果実は持ち出すことができます。）

持ち出し等が制限される緊急防除地域

平成25年2月10日付施行　農林水産省令

伊丹市

荒牧、荒牧南、池尻、伊丹、鋳物師、梅ノ木、
大鹿、大野、荻野、荻野西、奥畑、春日丘、
北伊丹、北河原、北園、北野、北本町、行基町、
鴻池、昆陽、昆陽池、昆陽泉町、昆陽北、昆陽南、
桜ヶ丘、清水、下河原、千僧、高台、中央、寺本、
寺本東、中野北、中野西、中野東、中村、西台、西野、
野間、野間北、東有岡、東桑津、東野、平松、
広畑、藤ノ木、船原、堀池、松ヶ丘、瑞ヶ丘、
瑞原、瑞穂町、緑ヶ丘、南本町、宮ノ前、山田

宝塚市

安倉北、安倉中、安倉西、安倉南、泉町、伊子志、
今里町、金井町、亀井町、口谷西、口谷東、
御所の前町、寿町、小浜、高司、高松町、
東洋町、長尾町、中筋、中筋山手、中山寺、
中山荘園、中山台、雲雀丘、平井、
平井山荘、星の荘、三笠町、売布東の町、
南ひばりヶ丘、美幸町、山手台西、山手台東、
山本台、山本中、山本西、山本野里、山本東、
山本丸橋、山本南、弥生町

川西市

加茂、久代、栄根、下加茂、寺畑、
花屋敷、東久代、南花屋敷

尼崎市

常松、常吉、西昆陽、武庫町、武庫の里、
武庫之荘、武庫元町、武庫豊町

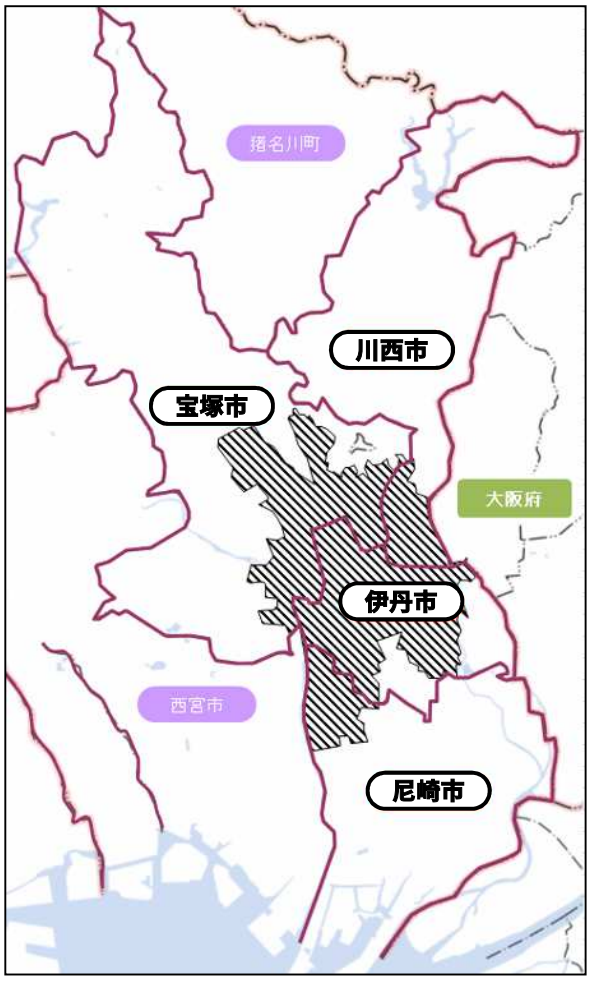

兵　庫　県

ウメ輪紋病の拡散防止について（アブラムシ類の防除の徹底）

ウメ輪紋病の原因であるプラムポックスウイルス（略称ＰＰＶ）は、ウメやモモなどの核果類果樹に感染し、甚大な被害を与えるため、**国が重要病害に指定しています**。発生した場合は、根絶のために国が緊急防除等を行います。

病害による被害発生の防止を図るため、アブラムシ類の防除を実施いただきますようお願いします。

ーウメ輪紋病についてー

・ウイルスによって起こる病気で農薬では治療できません

・**発病した株から、アブラムシ類が汁液を吸い、他の株へ伝搬するため、アブラムシ類の防除が必要です。適切なアブラムシ類の防除を励行してください。**

・**感染した植物の挿し木や接ぎ木、苗や穂木等の移動で感染が広がります。**

・このウイルスは、主にモモなどの核果類果樹に感染すると、果実が成熟前に落果するなどの被害をもたらします。

・このウイルスは、種子や果実から他の樹に感染することはありません。また、ヒトに感染しないので、果実を食べても健康に 影響はありません。

症状・類似症状を発見した場合は、自分で独自に処分しないでください。

・右の写真と同様の症状・類似症状を発見したら下記の【問い合わせ先】に連絡し、ウメ輪紋病に感染しているかどうか確認できるまでは、アブラムシ類の防除を徹底してください。

↑

輪紋症状

退緑斑紋→

ウメの症状

春先に出た葉に強く症状が出ます。夏になるにしたがって見づらくなります。

農薬の使用については最新の登録内容を必ず確認するとともに、必ず添付のラベル等を確認し適正な使用方法（農薬使用基準等）を遵守してください。また、果樹と花き・花木類で使用基準が異なる薬剤がありますので注意してください。

【問い合わせ先】
兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課（電話078-362-9206）
兵庫県病害虫防除所（電話0790-47-1222）または　最寄りの農業改良普及センター
《現地相談窓口》阪神農林振興事務所（電話079-562-8848）